

ご本人・配偶者・ご両親が要生活介護状態になった場合の介護保障です。

大和証券グループ (生活介護保険特約(親型)・年金払特約付団体生活介護保険)

グループ介護保険

70歳までの方がご加入いただけます。

●あなたに一番身近な保険です。

大和証券グループのスケールメリットを活かした独自の福利厚生制度です。グループ社員のための制度には、メリットがいっぱい!

●介護保障

「本人だけでなく、ご両親も保障する団体向け介護保険」です。

遠隔地にお住まいのご両親の場合、従業員(主たる被保険者)本人が代理して申込・告知等手続きをすることができます。

●団体生活介護保険から個人保険に移行できます。

※移行には所定の条件があります。詳細は最終ページをご覧ください。

新規加入・増額のお申込みはお早めに。

締め切り日は**5月25日(日)**です。

この保険は、所定の要生活介護状態に該当した場合の介護保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

大和証券グループ本社

Daiwa Securities Group Inc.

人事部

グループ介護保険とは…

大和証券グループの役員・従業員とその配偶者と本人・配偶者の実父母までを加入対象とした、独自の福利厚生制度です。
ご加入者の皆様が公的介護保険制度の要介護2以上または引受保険会社所定の要生活介護状態になった場合、生活介護保険金を支給することを目的としています。

制度の特長

病気やケガによる
介護状態の保障
配偶者、本人・配偶者の
親も加入可能

ご両親が遠隔地
にお住まいの場合、
代理で手続き可能
(*)

1年ごとに
**保険金額の
見直し・変更可能**

グループ保険だからできる
**お手頃な保険料で
大きな保障**

生活介護保険金は
**年金で
受取り可能**

保険料は
給与天引き

医師の診査はなく
**告知扱いで加入
申込手続きが可能**

1年ごとに収支計算、
剰余金が生じた場合は
配当金として還元

(*)ご両親が遠隔地にお住まいの場合、従業員本人が代理して、申込・告知等のお手続きをすることができます。

代理告知の際は、必ず特約被保険者となる方(ご両親)に健康状態に関する質問事項と、「注意喚起情報」に記載の「告知に関する重要事項」をすべてご説明いただき、回答された内容をありのままに入力してください。

団体生活介護保険から無選択で個人保険に移行できます。

※お取り扱いの詳細は11ページをご参照ください

●従業員グループ保険の「介護保障特約」とどう違うの？

グループ介護保険は、より手厚く介護状態を準備できます。

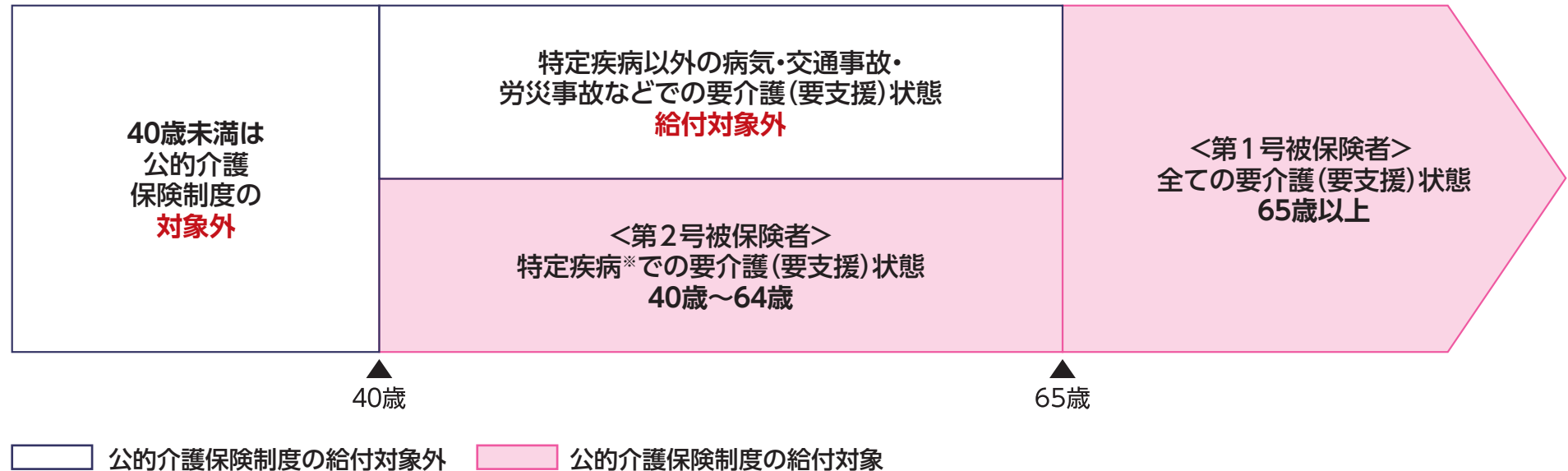
	グループ介護保険	従業員グループ保険介護保障特約
Point. 1	加入対象者が広い！ ～本人・配偶者に加え、本人・配偶者の両親まで加入できます～ 本人・配偶者 本人・配偶者の両親 	本人・配偶者 
Point. 2	保障範囲が広い！ ●公的介護保険制度「要介護2以上」に該当 もしくは ●《引受保険会社所定の「要生活介護状態」つぎのいずれかに該当》 ①下記項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき ②器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき 1. 歩行 2. 衣服の着脱 3. 入浴 4. 食物の摂取 5. 排泄  ※引受保険会社所定の状態とは、その状態が180日継続したと医師により診断確定された場合を指します。	●公的介護保険制度「要介護3以上」に該当 もしくは ●《引受保険会社所定の「要介護状態」つぎの①～③いずれかに該当》 ①下記項目の1から5のうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき ②下記の項目の1から5のうち3項目が一部介助の状態に該当したとき ③器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
Point. 3	保険金額の上限が高い ～さらに保険金を毎年年金で受け取ることができます～ 生活介護保険金 100万円～1,900万円から選択いただくことができます。	介護保険金 一時金 50万円～600万円 主契約(死亡保障)の割

「従業員グループ保険(介護保障特約)」と併せて加入することもできます!!

公的介護保険制度の対象年齢・給付内容をご存知ですか。

介護のリスクは、高齢者だけの問題ではありません!!

■公的介護保険は原則65歳以上の方が主な対象です。

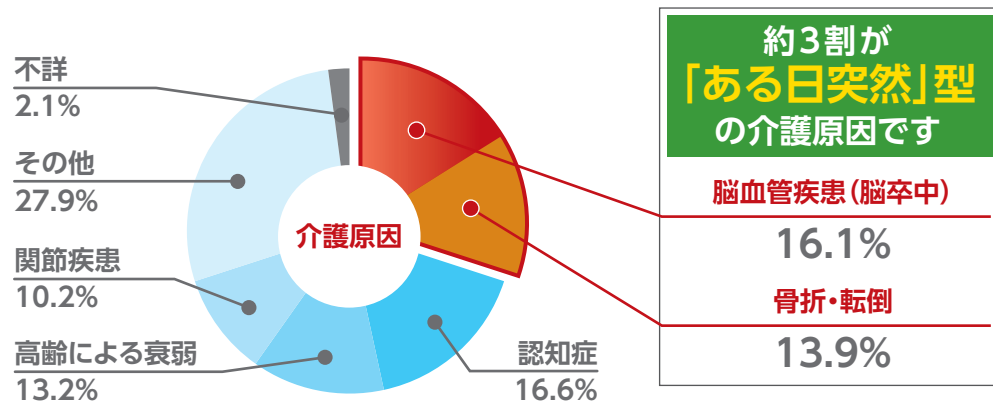


40歳～64歳でも介護サービスが受けられる特定疾病※【16疾病】

- がん末期
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- パーキンソン病関連疾患
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 閉塞性動脈硬化症
- 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症及び
糖尿病性網膜症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 脳血管疾患
- 両側の膝関節又は
股関節に著しい変形を
伴う変形性関節症

～要介護状態になられたときの備えは十分ですか？～

要介護(要支援)状態になる原因



出典：厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」をもとに当社にて作成

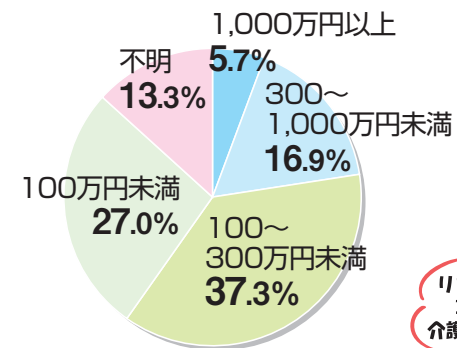
介護は決して他人事とはいえません!!

要介護状態になった時、どれくらいの費用が必要だと思いますか？

要介護状態となった場合の公的介護保険の範囲外費用※1に対して必要と考える初期費用・月々の費用

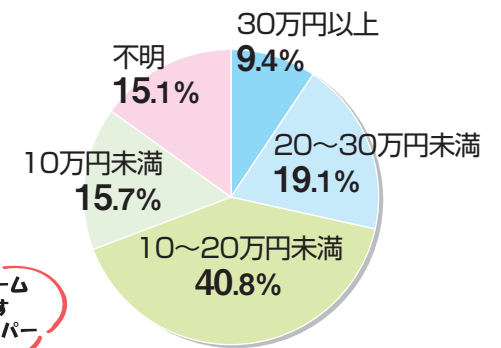
■初期費用※2

初期費用だけで 平均**234万円**



■月々の費用※2

月々の費用 平均**15.8万円**



リフォーム
車いす
介護ヘルパー



※1 住宅改造や介護用品購入などの費用

※2 必要と考える介護の費用については個人差があります。

出典：(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(令和3年度)をもとに当社にて作成

加入内容の確認・お手続き方法

- 新規申込み・加入内容の確認、内容変更はインターネットでお手続きください。
お手続きされない場合は現在のご加入内容で自動更新となります。
- 大和証券グループ役員専用WEBよりアクセスしてください。
https://www.daiwa-grp.jp/dfs/group/insurance/b_group.html



ログインまでのお手続き方法

- ①おひさまねっとへアクセス
- ②ユーザー登録をクリックし、団体アクセスキーほか必要項目を入力

必要事項を入力してください

■団体アクセスキー

daiwa99

■個人コード(計8けた)

(会社コード)+(社員コード)

※会社コードは右表をご確認ください。

※グッドタイムリビング所属の方は、G+社員番号のゼロを1つとり、7けたに変更してください。
(例:「10001234」の場合→「G1001234」)

※4月1日付で会社コードが変更になった方は、変更後の会社コードでご登録ください。

■氏名(カタカナ)

■生年月日

■性別

■メールアドレス(※)

※会社および個人のメールアドレスでも利用可

※ iCloud関連のメールアドレスは、セキュリティ上迷惑フォルダにも入らずに削除されてしまう事例があります。別のメールアドレスをご登録いただくようご検討ください。

■パスワード

ご入力いただいたメールアドレスへ
【ログイン用URL】【ユーザー名】をお送りします。

インターネットお手続き期間

2025年4月21日(月)
～2025年5月25日(日)

- 年に一度の大切なご案内です。
是非ご加入状況をご確認ください。

- ③届いたメールに記載されているログイン用URLからユーザー名・ログイン用パスワードでログイン

ユーザー名は登録のメールアドレス末尾に
“.oh” を追加したものに なります

会社コード(所属している会社コードを選択してください)
※出向されている方は、出向元の会社コードを使用してください

大和証券グループ本社	1	大和ファンド・コンサルティング	N
大和証券	2	大和総研インフォメーションシステムズ	T
大和アセットマネジメント	8	大和ネクスト銀行	Y
大和証券ビジネスセンター	R	大和インベストメント・マネジメント	P
大和証券ファシリティーズ	4	大和リアル・エステート・アセット・マネジメント	L
大和企業投資	B	大和証券リアルティ	K
大和総研	M	リテラ・クレー証券	S
大和インベスター・リレーションズ	V	グッドタイムリビング	G

お申込方法

- ご加入の方は「保障内容確認」から現在の加入内容をご確認ください。
- 新規申込・変更・試算をする場合は「保険料見積」をクリックします。
- 以降はおひさまねっと画面に従って操作してください。

(対応環境)

OS	Windows日本語版
ブラウザ	Edge, Firefox, Chrome
PDF閲覧	Adobe Reader 10, 11

ご本人・配偶者の介護保障 主契約：団体生活介護保険

月払保険料(概算)

生活介護保険金 (年金基金)		年齢	15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳
		性別	H2.1.1生～ H22.12.31生	S60.1.1生～ H1.12.31生	S55.1.1生～ S59.12.31生	S50.1.1生～ S54.12.31生	S45.1.1生～ S49.12.31生	S40.1.1生～ S44.12.31生	S35.1.1生～ S39.12.31生	S30.1.1生～ S34.12.31生
本人	1,900万円	男性	760円	912円	1,083円	1,444円	2,147円	3,553円	6,365円	12,521円
		女性	741円	798円	874円	1,064円	1,501円	2,394円	4,427円	9,025円
	1,500万円	男性	600円	720円	855円	1,140円	1,695円	2,805円	5,025円	9,885円
		女性	585円	630円	690円	840円	1,185円	1,890円	3,495円	7,125円
	1,000万円	男性	400円	480円	570円	760円	1,130円	1,870円	3,350円	6,590円
		女性	390円	420円	460円	560円	790円	1,260円	2,330円	4,750円
配偶者	800万円	男性	320円	384円	456円	608円	904円	1,496円	2,680円	5,272円
		女性	312円	336円	368円	448円	632円	1,008円	1,864円	3,800円
	500万円	男性	200円	240円	285円	380円	565円	935円	1,675円	3,295円
		女性	195円	210円	230円	280円	395円	630円	1,165円	2,375円
	300万円	男性	120円	144円	171円	228円	339円	561円	1,005円	1,977円
		女性	117円	126円	138円	168円	237円	378円	699円	1,425円

☆更新時の年齢により、保険料は変わりますのでご確認ください。

☆記載の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込み締切後算出し、初回より適用します。

☆左記保険料表以外に、以下の生活介護保険金額があります。

保険料については、1,000万円の保険料をもとに計算してください。

本人：100万円、200万円、400万円、600万円、700万円、900万円、1,100万円、1,200万円、1,300万円、1,400万円、1,600万円、1,700万円、1,800万円

配偶者：100万円、200万円、400万円、600万円、700万円

☆配偶者の生活介護保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。ただし、配偶者は800万円を限度とします。

生活介護保険金は年金の形でもお受取りいただけます。

年金給付例

1,000万円
(生活介護保険金)
年金基金
10年受取の場合

年金で受け取ると…



5・10・15・20年の年金
受取期間を選択できます。

(注) 年金額は現時点では確定していません。
記載の年金年額および受取総額は、2025年3月1日現在の予定利率による試算額であり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金額は年金基金設定時(保険金支払時)に決定します。

ご本人・配偶者の親の介護保障 特約：生活介護保険特約（親型）

月払保険料（概算）／親コース 本人・配偶者の実父母が加入できます！

生活 介護 保険金	年齢	40歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
	性別	\$55.1.1生～ \$60.7.1生	\$50.1.1生～ \$54.12.31生	\$45.1.1生～ \$49.12.31生	\$40.1.1生～ \$44.12.31生	\$35.1.1生～ \$39.12.31生	\$30.1.1生～ \$34.12.31生	\$29.1.1生～ \$29.12.31生	\$28.1.1生～ \$28.12.31生	\$27.1.1生～ \$27.12.31生	\$26.1.1生～ \$26.12.31生	\$25.1.1生～ \$25.12.31生	\$24.1.1生～ \$24.12.31生	\$23.1.1生～ \$23.12.31生	\$22.1.1生～ \$22.12.31生	\$21.1.1生～ \$21.12.31生	\$20.1.1生～ \$20.12.31生
300 万円	男性	171円	228円	339円	561円	1,005円	1,977円	3,018円	3,459円	3,993円	4,602円	5,271円	6,036円	6,906円	7,920円	9,075円	10,356円
	女性	138円	168円	237円	378円	699円	1,425円	2,235円	2,607円	3,045円	3,570円	4,194円	4,896円	5,757円	6,816円	8,004円	9,342円
200 万円	男性	114円	152円	226円	374円	670円	1,318円	2,012円	2,306円	2,662円	3,068円	3,514円	4,024円	4,604円	5,280円	6,050円	6,904円
	女性	92円	112円	158円	252円	466円	950円	1,490円	1,738円	2,030円	2,380円	2,796円	3,264円	3,838円	4,544円	5,336円	6,228円
100 万円	男性	57円	76円	113円	187円	335円	659円	1,006円	1,153円	1,331円	1,534円	1,757円	2,012円	2,302円	2,640円	3,025円	3,452円
	女性	46円	56円	79円	126円	233円	475円	745円	869円	1,015円	1,190円	1,398円	1,632円	1,919円	2,272円	2,668円	3,114円

生活 介護 保険金	年齢	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
	性別	\$19.1.1生～ \$19.12.31生	\$18.1.1生～ \$18.12.31生	\$17.1.1生～ \$17.12.31生	\$16.1.1生～ \$16.12.31生	\$15.1.1生～ \$15.12.31生
300 万円	男性	11,781円	13,335円	14,988円	16,683円	18,369円
	女性	10,869円	12,591円	14,496円	16,530円	18,594円
200 万円	男性	7,854円	8,890円	9,992円	11,122円	12,246円
	女性	7,246円	8,394円	9,664円	11,020円	12,396円
100 万円	男性	3,927円	4,445円	4,996円	5,561円	6,123円
	女性	3,623円	4,197円	4,832円	5,510円	6,198円

☆更新時の年齢により、保険料は変わりますのでご確認ください。

☆記載の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込み締切後算出し、初回より適用します。

☆本人の親が加入する場合は本人の加入が条件となります。また、配偶者の親が加入する場合には配偶者の加入が条件となります。

☆本人の親の保険金額は本人の保険金額以下とし、配偶者の親の保険金額は配偶者の保険金額以下とします。

■こんな時に生活介護保険金（一時金もしくは年金）をお支払いいたします。

公的介護保険制度の
「要介護2以上」に認定された場合、
または引受保険会社所定の
要生活介護状態が180日継続した場合

引受保険会社所定の要生活介護状態とは以下のいずれかの状態をいいます。

- (1) 下記の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- (2) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

1. 歩行



2. 衣服の着脱



3. 入浴



4. 食物の摂取



5. 排泄



ご加入に際して

加入資格

株式会社大和証券グループ本社および関連グループ各社(★)の役員・従業員(本人)、その配偶者と本人および配偶者の親(※)で、加入(増額)申込日現在健康で正常に就業または生活をしている、更新日現在以下の年齢の方です。

更新日：2025年7月1日

本人：14歳6ヵ月超70歳6ヵ月までの方
配偶者：18歳以上70歳6ヵ月までの方
親(※)：40歳以上85歳6ヵ月までの方

配偶者・親(※)のみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。また、配偶者と本人の親(※)の保険金額は本人の保険金額以下とします。

配偶者の親が加入する場合には、配偶者の加入が条件となります。また、配偶者の親(※)の保険金額は配偶者の保険金額以下とします。

*家族間で「姓が異なる」場合など、引受保険会社が必要と認めた場合には、「住民票」や「健康保険証」等の提出が必要となることがあります。

※親とは役員・従業員(本人)および配偶者の実父母で、養父母は含みません。

★「関連グループ各社」とは、次の会社をいいます。

*大和証券株式会社	*大和アセットマネジメント株式会社
*株式会社大和総研	*株式会社大和証券ビジネスセンター
*大和証券ファシリティーズ株式会社	*大和企業投資株式会社
*株式会社大和ネクスト銀行	*株式会社大和インベストメント・マネジメント
*株式会社大和ファンド・コンサルティング	
*大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社	
*大和インベスター・リレーションズ株式会社	*株式会社大和総研インフォメーションシステムズ
*大和証券リアルティ株式会社	*グッドタイムリビング株式会社

保険金限度額

本人：1,900万円
配偶者：800万円(本人の保険金額以下とします。)
本人の実父母：300万円(本人の保険金額以下とします。)
配偶者の実父母：300万円(配偶者の保険金額以下とします。)

継続加入の取扱

一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、前年度保険金額と同額またはそれ以下で本人・配偶者は70歳6ヵ月まで、親は85歳6ヵ月まで継続加入できます。

保険料の払込

保険料は月払で、毎月の給与から天引きとなります。初回は7月の給与から天引きとなります。

保険期間

2025年7月1日(更新日)から2026年6月30日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。
特にお申し出がない限り自動更新となります。なお、保険金額の変更は更新時のみ取扱います。
加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。
ただし、当月分の保険料を払込む必要があります。

効力発生日

ご加入(増額)申込み後、2025年7月1日より効力が発生します。

受取人

生活介護保険金の受取人は被保険者本人です。

配当金

1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

申込方法

各加入者(配偶者・実父母含む)による制度内容の確認後、インターネットを通じてお申込みください。
お申込みに際しては告知をしていただきます。告知事項に該当する場合には加入(増額)できません。

制度からの脱退

脱退をご希望の場合は、団体窓口へお申し出ください。

被保険者(本人・配偶者・親)が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。ただし、更新日時点で加入資格を有する親については、つぎの場合を除き、その更新日を含む保険期間中は継続することができます。

・本人が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者・親(配偶者の親を含む)も同時に脱退となります。

・配偶者が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者の親も同時に脱退となります。

・更新日の年齢が、本人・配偶者は70歳6ヵ月超、親は85歳6ヵ月超になったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。

この保険には、脱退による返戻金はありません。

法令等の改正に伴う変更

公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、生活介護保険金の支払事由を変更することがあります。

給付の取扱

保険金の支払

被保険者が加入（増額）日以後の病気やケガによって、保険期間中につきのいずれかに該当された場合、生活介護保険金をお支払いします。

- ①引受保険会社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき
- ②介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく公的介護保険制度の「要介護2以上」（※）に該当していると認定されたとき
※平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態＜生活介護保険金のお支払いに関する留意事項＞
- ③要生活介護状態に該当し、その日から起算して180日以内に脱退（特約の場合は、消滅）した場合でも、180日を経過するまで保険期間中とみなして、生活介護保険金をお支払いします。
- ④被保険者が生活介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が生活介護保険金を請求することができます。

保険金の支払制限

保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。

給付の取扱の詳細は別紙「契約概要」をご確認ください。

年金の取扱

年金払特約

生活介護保険金を年金として受け取ることができます。

また、年金での受け取りにかえて一時金での受け取りを選択することもできます。

- | | |
|-------------------|---|
| (1)年金の種類 | ①5年確定年金 ②10年確定年金 ③15年確定年金 ④20年確定年金 |
| (2)年金の型 | 定額型 |
| (3)年金払いの対象となる保険金等 | 生活介護保険金の全部または一部を年金として支払います。
なお、年金としてお受け取りになる場合は、年金基金は600万円以上でお取扱いたします。 |
| (4)年金受取人 | ①保険金の受取人（原則、被保険者本人）です。
②年金支払開始後の受取人の変更はできません。
③年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。 |
| (5)受取方法 | 年4回3ヵ月分をご指定の口座に送金します。また、将来の年金のお受け取りにかえて一括払の請求ができます。 |
| (6)年金支払開始日 | 年金基金設定日の翌々月1日となります。 |
| (7)変更の取扱 | 年金基金設定後、給付に関する変更は年金支払開始日前に限りです。
※親の生活介護保険金は一時金での受け取りとなります。（年金払のお取扱いはできません。） |

税務上の取扱

実質保険料（年間払込保険料から配当金を控除した金額）は、介護医療保険料控除の対象となります。
（所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号）
生活介護保険金は非課税です。

（所得税法施行令第30条第1号、所得税基本通達9-21）

〔2025年2月現在の税制〕

会社負担による介護保障

役員・従業員の方々が公的介護保険制度の要介護2以上または所定の要生活介護状態になった場合に備え、会社が保険料を負担し、役員・従業員の方々が被保険者となる保険に加入しています。

【保険料会社負担の保険内容】

- 加入対象者…大和証券グループ本社および関連グループ各社の役員・従業員（40歳～70歳）
- 生活介護保険金…一律100万円
- 保険金受取人…被保険者本人

引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。



グループ介護保険(団体生活介護保険)から 個人保険への無選択移行を希望されるお客さまへ

移行の申出

無選択移行を希望されるお客さまは、太陽生命保険株式会社(03-3272-6040)または大和証券ファシリティーズ株式会社までお申し出ください。個人保険の加入資格はつぎのとおりです。

- 団体生活介護保険(主契約)に継続して2年を超えて被保険者であった方。
生活介護保険特約(親型)を付加されている方は、特約付加から2年を超えて被保険者であった方。
- 個人保険で定める年齢範囲内の方。

加入保険金額

加入保険金額は団体生活介護保険(主契約)100万円以上2,000万円まで、生活介護保険特約(親型)は100万円以上300万円、それぞれの加入保険金額を上限とします。また、直前の2年以内に保険金額の増減がある場合にはこの間の最低保険金額を限度とします。

移行手続き

団体生活介護保険(主契約)、生活介護保険特約(親型)いずれも、脱退日より1ヵ月以内であれば告知・医師の診査なしで所定の手続きにより個人保険へ移行することができます。脱退日より、1ヵ月以内に移行手続きを行ってください。移行手続きが遅延し脱退日より1ヵ月を経過した場合は、お取扱いすることはできません。移行の申出後、太陽生命保険株式会社から移行手続きに必要な書類を送付いたします。書類に必要事項を記入・押印のうえ、太陽生命保険株式会社までご提出ください。

初回の保険料は2ヵ月分を指定口座より保障開始の翌月27日(休日の場合は翌営業日)に振替いたします。保険料の払込方法は、口座振替のみとなっております。

〈個人情報に関するお知らせ〉

当保険の運営にあたっては、会社は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、個人情報)を取扱い、会社が保険契約を締結する生命保険会社へ提出いたします。

会社は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用(注)いたします。

- ① 各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

また、会社は上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

ご加入のみなさまへ 特に重要なお知らせ（重要事項説明） 団体生活介護保険（契約概要）

この「団体生活介護保険（契約概要）」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入（増額）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等につきましてはパンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。

なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者（団体）に配付されています。

1. 商品名称

団体生活介護保険

2. 商品の特徴

企業・団体の従業員・所属員等の方について、所定の要生活介護状態になられたときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで加入資格を満たすかぎり継続してご加入いただけます。

* 保険金額、付加された特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳細は、パンフレットの該当箇所をご参照ください。
また、制度内容は将来の更新時等にご契約者（団体）により変更されることがあります。
* 加入可能年齢・更新可能年齢などは、パンフレットにおけるご加入できる範囲をご確認ください。

3. 保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等も契約ごとに異なります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご覧ください。

4. 保険金が支払われる場合

保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。

- 当社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が180日継続したと医師により診断確定された場合
- 公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定された場合

5. 保険金のお支払制限について

保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合

- お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。

6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。

7. 脱退による返戻金

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. 引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

ご加入のみなさまへ 特に重要なお知らせ（重要事項説明） 団体生活介護保険（注意喚起情報）

この「団体生活介護保険（注意喚起情報）」は、ご加入（増額）のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入（増額）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましては、パンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。

また、生活介護保険特約（親型）の特約被保険者となる主契約の被保険者（本人）および配偶者の戸籍上の父母（養父母は除く）に、ご加入（増額）前に必ずご説明いただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

【ご意向に沿ったお申込内容をご確認ください】

ご加入（増額）時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧ください。つぎの①から⑤がご意向に沿った内容となっているかご確認のうえ、お申込みください。

- ①保障内容（保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
- ②保険金額 ③保険料 ④保険料払込方法 ⑤保険期間

告知に関する重要事項

○告知の重要性

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。ご加入（増額）のお申込みにあたっては、告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

○告知受領権等

告知される場合は、指定された書面をご提出ください。口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者が、お客様の告知に際し、傷病歴や健康状態について、事実を告知いただかないよう、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

○傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあること

傷病歴等がある方でも全てのご加入（増額）のお申込みをお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知ください。

○正しく告知されない場合のデメリット

正しく告知をいただけない場合は「告知義務違反」としてご加入（増額）を解除させていただきます。保険金をお支払いしないことがあります。

○代理告知

- ・「生活介護保険特約（親型）」の特約被保険者となる主契約の被保険者（本人）および配偶者の戸籍上の父母（養父母は除く）（以下、「特約被保険者となる方」という。）が遠方に居住されているなどで、特約被保険者となる方から書面で告知をいただくことが困難な場合、主契約の被保険者（本人）が特約被保険者となる方を代理して、告知事項をご記入いただくことができます。
- ・記入にあたっては、特約被保険者となる方についてご存知の内容を記入するのではなく、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と、「注意喚起情報」に記載の「告知に関する重要事項」をすべてご説明いただき、回答された内容をありのままにご記入ください。
- ・告知について、特約被保険者となる方または特約被保険者を代理した主契約の被保険者（本人）の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違した場合、告知義務違反により契約が解除されることがあります。この場合、保険金をお支払いできません。

ご契約にあたっての重要事項

1. ご加入（増額）のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入（増額）のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

2. ご加入（増額）の責任開始期

- ご提出された加入申込書（告知書）に基づき、引受保険会社にご加入（増額）を承諾した場合、所定の「加入（増額）日」からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入（増額）を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

3. 保険金をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
※増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

○免責事由（生活介護保険金の場合）

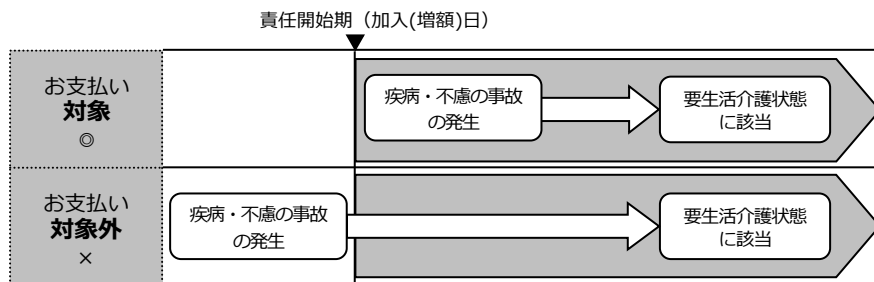
- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の薬物依存
- ④戦争その他の変乱(注)

(注) その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

○加入（増額）日前の疾病や不慮の事故

要生活介護状態の原因となる傷病等が加入（増額）日前に生じている場合（原因となる傷病等が加入（増額）日前に生じていた場合は、その傷病等を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。）

生活介護保険金のイメージ図



○告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違していたことを原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合

○不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があって、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

○重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

○保険契約の失効

保険契約者から保険料の払込みがなく、保険契約が効力を失った場合

4. 脱退について

被保険者が退職その他の事由により加入資格を失われた場合には、保険契約から脱退となります。この保険には、脱退による返戻金はありません。

5. 信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

6. 生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7. 保険金の支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金のご請求は、団体（ご契約者）経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- 生活介護保険特約（親型）の特約被保険者となる主契約の被保険者（本人）および配偶者の戸籍上の父母（養父母は除く）につきましても、上記に該当する場合は、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

8. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9. この保険に関するご照会先について

- 契約に関する諸手続き、当書面に関するご照会（グループ介護保険）
契約者連絡先：大和証券ファシリティーズ株式会社 保険事業部
TEL 03-5555-6960（#561-6960）

- その他のご照会

引受保険会社：太陽生命保険株式会社 団体保険課
03-3272-6268 / 0120-937-508（通話無料）

* IP 電話の一部は利用不可

受付時間 9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）

太陽一勘-企保M-22-007（2022年4月改訂）